

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)一部改正新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>(削る)</p> <p>1. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(8) (略)</p> <p>2. 試験成績の提出の除外について (1) (略)</p> <p>(2) 毒性に関する試験成績について ①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 90日間反復経口投与毒性試験成績、催奇形性試験成績、変異原性に関する試験成績及び動物代謝に関する試験成績について</p> <p>⑩～⑰ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について</p> <p>(削る)</p>	<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 試験成績の代替について</p> <p>2. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(8) (略)</p> <p>3. 試験成績の提出の除外について (1) (略)</p> <p>(2) 毒性に関する試験成績について ①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 90日間反復経口投与毒性試験成績、催奇形性試験成績、変異原性に関する試験成績、生体機能への影響に関する試験成績及び動物代謝に関する試験成績について</p> <p>⑩～⑰ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について</p> <p>1. 試験成績の代替について 局長通知第5の試験成績の代替についての(2)の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>現に登録を受けている農薬(初回登録後15年以上経過したものに限る。)と農薬登録申請書(農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号)の別記様式第1号)中の記の3の農薬の種類及び4から6までの記載が同一であり、かつ7の適用病害虫の範囲内で農薬登録申請をしようとする場合が該当する。</u></p> <p>(2) <u>「(3)のアからウまでの一部」とは、被験物質の種類が製剤の場合の急性経口毒性試験、急性経皮毒性試験及び急性吸入毒性試験をいう。</u></p> <p>(3) <u>「(4)のアの一部」とは、各作物群(中分類)ごとに代表的な作物について1種類以上実施されている場合、その他の作物の作物残留試験をいう。</u></p>
<p>1. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1) (略)</p>	<p>2. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1) (略)</p>
<p>(2) 適用農作物について 局長通知第1の(1)及び(2)の適用農作物は、原則として別表1-1-①、別表1-1-②及び別表1-2とし、同通知第1の(4)の農作物は、原則として別表1-1-①及び別表1-1-②とする。また、別表1-1-①、別表1-1-②及び別表1-2の左欄に記載した適用作物名は右欄の適用作物名を含むものとし、申請に用いる作物名は原則として別表1-1-①、別表1-1-②及び別表1-2の名称を用いるものとする。</p> <p>(3) 薬効・薬害試験の試験例数について</p>	<p>(2) 適用農作物について 局長通知第1の(1)及び(2)の適用農作物は、原則として別表1-1及び別表1-2とし、同通知第1の(4)の農作物は、原則として別表1-1とする。また、別表1-1及び別表1-2の左欄に記載した適用作物名は右欄の適用作物名を含むものとし、申請に用いる作物名は原則として別表1-1及び別表1-2の名称を用いるものとする。</p> <p>(3) 薬効・薬害試験の試験例数について</p>

農薬の薬効及び薬害は、年ごとの気候の変動、地域間における気象条件、農作物の栽培様式等の違い等の影響を受けるため、これらのことを踏まえ、薬効及び薬害試験を実施する必要がある。

このため、登録の申請に当たって申請者が提出すべき薬効及び薬害試験成績の作成に係る試験は、少なくとも2か年にわたって、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施し、試験例数は、合計6例以上とするものである。この場合において、同一施設で実施された試験であっても、実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。

また、申請に係る適用農作物が作物群である場合にあっては、原則として植物成長調整剤を除き別表2のとおりとする。

なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成(含有する成分の種類及び含有量。以下同じ。)等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。

また、ここでいう既登録農薬とは、当該申請者が登録を取得している農薬に限定されるものであって、当該登録農薬に係る試験成績の利用について権利を有さない場合は該当しない。

試験として成立するための要件を満たしていない場合にあっては、当該試験は、登録申請に必要とされる試験として取り扱わないものとする。

①～⑦ (略)

(4) 限界薬量(又は濃度)薬害試験、茶の残臭試験及びタバコの喫味試験の試験例数について

局長通知の別表1の試験例数の詳細については、以下のとおりとする。

同一施設で実施されたものであっても実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。

なお、同一試験施設、同一時期で供試農作物の品種のみを変更した試験は1例とする。

また、申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、原則として植物成長調整剤を除き別表2のとおりとする

(5) 作物残留試験の試験例数及び試験施設の基準について

局長通知の別表1の作物残留試験に係る試験例数及び試験施設の基準は以下のとおりとする。

① 申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、別表4のとおりとする。

ただし、申請に係る適用農作物等が果樹類の作物群であって、使用方法等から農作物への残留がないことが明らかな場合は、当該作物群に含まれる1種類の作物による試験成績で足りるものとする。

②～⑩ (略)

(6)～(8) (略)

2. 試験成績の提出の除外について

(1)及び(2) (略)

農薬の薬効及び薬害は、年ごとの気候の変動、地域間における気象条件、農作物の栽培様式等の違い等の影響を受けるため、これらのことを踏まえ、薬効及び薬害試験を実施する必要がある。

このため、登録の申請に当たって申請者が提出すべき薬効及び薬害試験成績の作成に係る試験は、少なくとも2か年にわたって、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施し、試験例数は、合計6例以上とするものである。この場合において、同一施設で実施された試験であっても、実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。

また、申請に係る適用農作物が作物群である場合にあっては、別表2のとおりとする。

なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成(含有する成分の種類及び含有量。以下同じ。)等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。

また、ここでいう既登録農薬とは、当該申請者が登録を取得している農薬に限定されるものであって、当該登録農薬に係る試験成績の利用について権利を有さない場合は該当しない。

試験として成立するための要件を満たしていない場合にあっては、当該試験は、登録申請に必要とされる試験として取り扱わないものとする。

①～⑦ (略)

(4) 限界薬量(又は濃度)薬害試験、茶の残臭試験及びタバコの喫味試験の試験例数について

局長通知の別表1の試験例数の詳細については、以下のとおりとする。

同一施設で実施されたものであっても実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。

なお、同一試験施設、同一時期で供試農作物の品種のみを変更した試験は1例とする。

また、申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、原則として除草剤及び植物成長調整剤を除き別表2のとおりとする。

(5) 作物残留試験の試験例数及び試験施設の基準について

局長通知の別表1の作物残留試験に係る試験例数及び試験施設の基準は以下のとおりとする。

① 申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、別表4のとおりとする。

②～⑩ (略)

(6)～(8) (略)

3. 試験成績の提出の除外について

(1)及び(2) (略)

(3) 水産動植物への影響に関する試験成績について

① (略)

② 魚類急性毒性試験成績(追加魚種)、魚類(ふ化仔魚)急性毒性試験成績、ミジンコ類(成体)急性遊泳阻害試験成績、魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳阻害共存有機物質影響試験成績、ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験成績及びヨコエビ急性毒性試験成績について「当該農薬に係る魚類急性毒性試験成績、ミジンコ類急性遊泳阻害試験成績及び藻類生長阻害試験成績の結果等から、追加の魚類の魚類急性毒性試験及びより実環境を考慮した水産動植物に対する影響試験の必要性がないと認められる場合」としては、急性影響濃度(AEC)の算定結果と、水産動植物被害予測濃度(水産PEC)を比較した結果、法第3条第1項第6号(法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当しないことが明らかな場合がこれに該当する。

③ (略)

④ ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験成績について

ア. 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア) 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合

(イ) 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合

(ウ) 倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合

(エ) エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合

(オ) 粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合

イ. 「当該農薬の成分物質等の毒性が極めて弱いこと等の理由により、有害でない」と認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア) 当該有効成分が既に食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合

(イ) その作用機作から殺虫活性を有しない農薬である場合

⑤ (略)

(4) ~ (7)

(8) 土壌への残留性に関する試験成績について

① 土壌残留試験成績について

ア. 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア) 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合

(イ) 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合

(ウ) 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合

(エ) 倉庫等、土壌が露出していない施設内でのみ使用される場合

(オ) エアゾル剤等、狭い範囲で少量使用される場合

(カ) 粉衣など種子等に直接付着させて使用される農薬については、土壌中濃度がきわめて小さい(使用量から計算した土壌中濃度が0.01mg/kg以下)と認められる場合。なお、土壌中濃度の計算においては、稲については、10a当たり籾は4kg使用するものとする。

(3) 水産動植物への影響に関する試験成績について

① (略)

② 魚類急性毒性試験成績(追加魚種)、魚類(ふ化仔魚)急性毒性試験成績、ミジンコ類(成体)急性遊泳阻害試験成績、魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳阻害共存有機物質影響試験成績、ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験成績、ヨコエビ急性毒性試験成績及びユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験成績について「当該農薬に係る魚類急性毒性試験成績、ミジンコ類急性遊泳阻害試験成績及び藻類生長阻害試験成績の結果等から、追加の魚類の魚類急性毒性試験及びより実環境を考慮した水産動植物に対する影響試験の必要性がないと認められる場合」としては、急性影響濃度(AEC)の算定結果と、水産動植物被害予測濃度(水産PEC)を比較した結果、法第3条第1項第6号(法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当しないことが明らかな場合がこれに該当する。

③ (略)

(新設)

④ (略)

(4) ~ (7) (略)

(8) 土壌への残留性に関する試験成績について

① 土壌残留試験成績について

ア. 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア) 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合

(イ) 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合

(ウ) 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合

(エ) 倉庫等、土壌が露出していない施設内でのみ使用される場合

(オ) エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合

イ. 「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、例えば、当該農薬の有効成分が既に食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合がこれに該当する。

② 後作物残留試験成績について  
(略)

3. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

<毒性に関する試験>

(削る)

イ. 「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、例えば、当該農薬の有効成分が既に食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合がこれに該当する。

② 後作物残留試験成績について  
(略)

4. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

<毒性に関する試験>  
生体機能への影響に関する試験  
生体機能影響試験(2-2-1)

#### 1. 試験設計の基本

既に毒性作用に関する情報が得られている経路については、その情報を利用できる。中毒の特徴を把握するために、全身症状を多次元観察法によって定量的、経時的に観察する。

全体を通じて、供試動物は単一の動物種に偏らないように配慮するとともに、性差が考察できるように試験を設計する。また、処置方法を理論的に考察するために、急性毒性作用の様式を推定し、必要に応じて可能性のある拮抗薬(処置)の影響を調べておく。

麻酔動物を用いる場合、投与方法等で被験物質の吸収が異なる場合があるので、被験物質の吸収変化を考慮して試験を行うこと。なお、麻酔動物を用いる場合は静脈内投与が一般的である。

#### 2. 検査項目について

急性毒性の程度に応じ、以下の検査項目について検査する。

(1) 急性毒性が劇物相当以上の場合、検査項目の全般及び解毒剤又は救命処置方法の十分な検索を対象とする。

(2) 急性毒性が弱い場合(経口LD50 > 2000mg/kg)は最小限の検査項目(状態観察、呼吸・血圧に対する影響)を対象とする。

(3) 急性毒性が上記(1)(2)以外の場合、急性毒性の程度及び毒性発現の特徴に応じた検査項目及び解毒剤の検索を対象とする。

通常実施すべき項目のうち、他の毒性試験の結果等から十分影響が考察できる項目については検査を行う必要はない。

また、必要に応じて追加実施すべき項目のうち、他の毒性試験成績から必要な情報が得られている場合にも検査を実施する必要はない。

#### 3. 報告書について

報告書には以下の内容を記載し、本試験で得られた成績並びに既存の情報を基に急性中毒の発症の可能性、特徴、様式を考察すること。

(1) 被験物質に関する情報

急性経口毒性試験に同じ。

(2) 供試動物に関する情報

急性経口毒性試験に同じ。

(3) 試験条件に関する情報

被験物質の調製方法、用量設定理由、投与経路及び期間、投与量、漸増投与の場合

は投与間隔の根拠等

＜残留性に関する試験＞  
農作物への残留性に関する試験（3-1-1、2）  
作物残留試験（3-1-1）

1. ～ 8. (略)
9. 報告書について
- (1) 及び (2) (略)
- (3) 報告書には、別記様式3の資料を添付すること。
- (4) (略)

土壌への残留性に関する試験（3-3-2）

(削る)

- (4) 試験結果及び統計処理方法・結果
- (5) 考察及び結論
- (6) 参考文献

＜残留性に関する試験＞  
農作物への残留性に関する試験（3-1-1及び2）  
作物残留試験（3-1-1）

1. ～ 8. (略)
9. 報告書について
- (1) 及び (2) (略)
- (3) 報告書には、別記様式4の資料を添付すること。
- (4) (略)

土壌への残留性に関する試験（3-3-1、2）  
土壌残留試験（3-3-1）

#### 1. 試験ほ場について

- (1) 試験ほ場は、前作及び試験実施前の農薬散布の履歴、農薬の散布歴、土壌の特性等が確認されたほ場で試験を行う。土壌の特性の異なる国内の2か所以上とする。  
ただし、やむを得ない事情により、土壌の特性の異なるほ場を選定できない場合は、気候その他土壌の特性以外の条件の異なるほ場を選定することができる。
- (2) 試験ほ場で栽培する作物は、当該農薬の登録申請に当たり、その使用される範囲の作物とする。
- (3) 登録申請に係る作物の栽培形態が施設及び露地の場合は、使用時期、使用方法及び薬剤の特性を考慮して試験ほ場を選定する。
- (4) 登録申請に係る作物が果樹、野菜等の形態が異なる複数の作物に及ぶ場合は、土壌への落下量が多い作物を選定し、その作物の栽培ほ場で試験を実施する。通常、果樹と野菜がある場合は野菜を選定する。
- (5) 登録申請に係る適用場所等が水田畦畔、休耕田及び水田刈り取り後の場合は、畑地条件で試験を実施しても差し支えない。
- (6) 当該農薬の成分物質等の分析を妨害する農薬は試験期間中も使用はしない。
- (7) 施設の場合、栽培作物を収穫した後においても通常のかん水を行う。

#### 2. 被験物質の取扱い及び施用について

- (1) 登録申請に係る使用方法が、2以上ある時は、いずれかのうち、供試農薬の分析物質等が2分の1に減少する期間が短いと予想される使用方法是、省略することができる。その場合、当該農薬の登録申請に当たって、他の使用方法より半減期が短い又は同程度という判断根拠を示す必要がある。
- (2) 乳剤等、希釈液をそのまま散布する農薬であって、具体的な散布液量が記載されていない場合には10a当たりの散布液量は、稲の場合は150L、野菜の場合は300L、果樹の場合は700Lとする。
- (3) 種子消毒の場合、播種直後に使用する場合又は播種箱に施用する場合は、当該農薬の使用量から算出した量をほ場に処理して試験を実施する。なお、稲の場合は10a当たり糶は4kg、育苗箱は20箱使用するものとする。
- (4) 登録申請に係る使用方法から算出される農薬の有効成分投下量が少量であり、土壌中濃度の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、可能となるよう使用量を調整しても差し支えない。
- (5) 登録申請の使用が水田耕起前及び水田不耕起の場合は、当該農薬の使用方法に即した方法で試験を実施する。

- (6) 当該農薬の登録申請に当たりその申請書の記載に基づいて使用される使用方法とするが、特殊な使用方法で試験が困難な場合には、他の方法で試験を行うことができる。
- (7) 被験物質の調製後、速やかに施用できない場合は、再度調製の上施用する。
- (8) 被験物質は、密栓、密封等により適切に保管すること。開封後長期間保管する場合であっても1年間を限度とする。
- (9) 施用時の天候、雨量、風向、風速等の気象条件を記録する。

### 3. 試料の採取について

- (1) 試験期間は、原則として、推定半減期を明確にすることができる期間とする。土壌の採取期間が1年にわたる場合は、途中で耕起・掘起し等が想定されるが、原則として、耕起しない状態のままサンプリングを続ける。
- (2) 採取は、乱数表による無作為法又はS字若しくはX字型等の系統的な方法とし、試験区の端からは採取しない。
- (3) 採取に使用する用具等は清浄であることを確認して使用する。
- (4) 採取及び包装は無処理区から行い、被験物質の接触したと思われる手、用具又は衣服から試料が汚染されることを避ける。
- (5) 試料は、原則として風乾することなく、生土のまま土塊を細かく砕き、ふるいを用い粒径5 mm以上のれき及び粗大有機物を選別除外してからよく混合した後、一定量を分析試料とする。畑地土壌はポリエチレン袋又はガラス瓶など、水田土壌はガラス瓶などに入れ、包装する。
- (6) 採取した試料は試験区毎（場合によっては個々）にそれぞれ包装し、輸送中に破損しないようにする。

### 4. 試料の取り扱いについて

- (1) 試料の調製者は、別記様式4の別紙2の「農薬土壌残留分析試料調製明細書」に所要事項を記載し、分析者に送付する。
- (2) 試料は、採取後すみやかに分析するものとする。やむを得ない事情があるときは、凍結保管することができる。保管する場合は、-20℃以下で保存する。

### 5. 分析について

- (1) 分析対象物質  
分析対象物質は、当該農薬の有効成分のほか、土壌中動態試験及び水中動態試験等において生成した主要な代謝分解物（通常、10%以上生成したものとし、CO<sub>2</sub>を除く。）とする。  
ただし、これらの代謝分解物の内、毒性上問題ないことが知られている場合、毒性試験の結果（通常は急性毒性及び突然変異原性）等から毒性上の懸念がないことが示される場合又はそれら代謝分解物が残留するおそれがないと判断される場合は、除く。  
分析対象物質の標準品の純度は、おおむね95%以上を目安とする。
- (2) 分析方法  
分析方法は必要な精度、定量限界及び回収率を有するものとする。
- ① 同一試料について2回以上繰り返して分析を行い、分析値を平均して測定値とする。
- ② 当該分析方法は原則として、標準偏差パーセント（変動係数＝標準偏差÷平均値×100）が10%（ただし、定量限界付近においては20%）以内の精度、0.01mg/kg以下の定量限界（やむを得ない場合は試験期間中における有効成分物質の最高値の1%以下の濃度。代謝分解物については親化合物換算していない数字とする。）を有するものであること。
- ③ 定量限界は、試料について分析の全操作を行った場合に十分な回収率が得

られる最低濃度とし、無処理区の試料ごとに検出限界のおおむね1～10倍になるよう分析対象物質を添加して、分析の全操作を行った場合の添加量に対する回収率が、70～120%の値が得られる濃度を定量限界とする。分析は3回以上行う。定量限界の有効数字は、2桁以内とする。

④ 回収率は、無処理区の土壤に被験物質を添加し、定量限界の濃度並びに本試験の処理濃度と其中間付近の濃度において3回以上繰り返し測定する。有効数字は、原則として小数点第一位を四捨五入し整数で表記する。

⑤ 検出限界は、試料について分析の全操作を行ったと仮定した場合、分析対象物質の有無が明らかに判断できる最低濃度とする。有無が明らかに判断できるとは、例えばクロマトグラム上で当該物質の保持時間に明確なピークが認められ、試料由来の妨害ピークが重ならない等、その分析方法において当該物質の有無が明らかに判断できることをいう。検出限界は装置の試料測定感度、試料の採取量及び分析操作による濃縮割合から算出する。

検出限界の有効数字は、2桁以内とする。

### (3) 保存安定性試験

保管する場合は、原則として、別に採取した土壤に、既知量の分析物質を添加した試料を同時に凍結保管することにより、保管中の分析物質の減少を把握し、減少のないことを確認する。保管後の回収率は、70%以上得られることを目安とする。(回収率の試験による補正によらない。)

## 6. 報告書について

### (1) 分析値

① 分析値は、無処理区の値を差し引くことなく、そのまま記載し、また、回収率による補正は行わない。

② 分析値は、定量限界の位にまとめる。ただし、有効数字は3桁以内とする。数字のまるめ方はJIS Z8401-1999の規定による。

③ 分析値が定量限界(a mg/kg)未満のときは「< a mg/kg」と記載する。

④ 分析値に定量限界未満の値が含まれている場合は、平均しない。

⑤ 分析値は、乾土当たりで表す。

⑥ 代謝分解物の分析値は、被験物質の有効成分に換算し、報告書には換算前の値と換算後の値を記載する。

⑦ 測定値の記載方法は分析値の場合に準じる。

### (2) 推定半減期及び算出方法

① 推定半減期は、被験物質に係る農薬の有効成分について算出する。また、毒性及び残留量の点から無視することができない代謝分解物がある場合には、該当する全ての代謝分解物の有効成分換算測定値と有効成分の測定値との合計値(測定値が定量限界以下の場合には、定量限界値を加算する。)について推定半減期を算出する。

② 推定半減期は、原則として、有効成分及び代謝分解物が一次反応により減少すると仮定して、最小自乗法により算出する。なお、他の推定半減期を適切に算出できる方法がある場合には、それを用いてもよい。

(3) 報告書は、「土壤残留分析結果報告書」(別記様式3)により記載し、別紙として参考資料を添付する。

後作物残留試験(3-3-2)

(略)

(別表1-1-①)

適用農作物のうち果樹類(食品の用に供される農作物:作物残留試験成績を必要

後作物残留試験(3-3-2)

(略)

(新設)

とするもの)

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる 別名、地方名、品 種名等の例	備 考
果樹類	かんきつ	二	天草		果実を収穫 するもの
			アンコール		
			伊予柑		
			大紅みかん		
			オレンジ	スイートオレンジ 、パレンシアオ レンジ	
			カープチー		
			かぼす		
			カラ	カラマンダリン	
			河内晩柑		
			清見		
			きんかん	ニンボウキンカン 、マルキンカン	
			グレープフルーツ		
			サガマンダリン		
			サマーフレッシュ		
			シークワサー		
			じゃばら		
			不知火	デコボン	
			すだち		
			せとか		
			セミノール		
			タロガヨ		
			たんかん		
			長門ユズキチ		
			なつみかん	甘夏、なつだいだ い	
			ネーブル	ワシントンネー ブル	
			はっさく		
			はるか		
			はるみ		
			はれひめ		
			日向夏		
			ぶんたん	ざぼん、ぼんたん 、 晩白柚、うちむら さき	
			平兵衛酢		
			ぼんかん		
			マーコット		
			みかん	温州みかん、紀州 みかん	
			ゆず		



		ライム		
		レモン		
仁果類	二	かりん		果実を収穫するもの
		なし	日本なし、西洋なし、中国なし	
		びわ		
		マルメロ		
		りんご		
核果類	もも類	もも		果実を収穫するもの
		ネクタリン		
	小粒核果類	あんず	アブリコット	
		うめ		
		すもも	プラム、プルーン	
	二	おうとう	さくらんぼ	
ベリー類等の小粒果実類	二	ぶどう	小粒種ぶどう（デラウェア、シラガブドウ、やまぶどう）、大粒種ぶどう（巨峰系4倍体品種、2倍体米国系品種、2倍体欧州系品種、3倍体品種他）注1)	果実を収穫するもの
	ベリー類	アロニア	チョコベリー	
		シーベリー	サジー、サージ、スナデグミ	
		食用桑（果実）	カラグワ、ヤマグワ	
		すぐり	グースベリー	
		ハスカップ	クロミノウグイスカグラ	
		ふさすぐり	カーラント、カラント、カラント、アカフサスグリ、クロフサスグリ、カシス	
		ブラックベリー		
		ブルーベリー		
		ボイセンベリー		
		やまもも		
		ラズベリー		
二	二	アーモンド		仁を収穫するもの
二	二	あけび（果実）		果実を収穫するもの
二	二	アセロラ		
二	二	アテモヤ		
二	二	アボカド		
二	二	いちじく		
二	二	いちょう（種子）	ギンナン	種子を収穫

-	-	オリーブ		するもの
-	-	かき		果実を収穫
-	-	カニステル	エッグフルーツ、 クダモノタマゴ	するもの
-	-	がまずみ	ジョミ	
-	-	キウイフルーツ		
-	-	グアバ (果実)	バンジロウ、バン ザクロ	
-	-	くり		種子を収穫
-	-	くるみ		するもの
-	-	ゴレンシ	スターフルーツ	果実を収穫
-	-	ざくろ		するもの
-	-	サボジラ		
-	-	さるなし	こくわ、香粋	
-	-	さんしょう (果実)		
-	-	ジャボチカバ		
-	-	食用つばき (種子)		種子を収穫
-	-	ストロベリーグア バ		するもの
-	-	チェリモヤ		果実を収穫
-	-	なつめ		するもの
-	-	パイナップル		
-	-	パッションフルー ツ	くだものとけいそ う	
-	-	バナナ		
-	-	バパイヤ	青バパイヤ	果実を収穫
-	-	はまなす (果実)		するもの。 完熟してい ないものを 含む。
-	-	バンレイシ	シャカトウ、アテ ス、シュガーアッ プル	果実を収穫
-	-	ピタヤ	ホワイトピタヤ、 レッドピタヤ、ゴ ールデンピタヤ、 ドラゴンフルーツ	するもの
-	-	ピタンガ	タチバナアデク、 スリナムチェリー 、ブラジルチェリ ー	
-	-	フェイジョア	パイナップルグア バ	
-	-	ペカン		種子を収穫
-	-			するもの

-	-	ペピーノ		果実を収穫 するもの
-	-	ポポー	アケビガキ	
-	-	ホワイトサボテ		
-	-	マンゴー		
-	-	ミラクルフルーツ		
-	-	むべ		
-	-	リュウガン	ロンガン、竜眼	
-	-	レイシ	ライチ	
-	-	レンブ	ジャワフトモモ	
-	-			

注1)

巨峰系4倍体品種ぶどう

巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、藤稔、サニールージュ、翠峰、黒王、ゴルビー、紫玉、シナノスマイル、高妻、多摩ゆたか、白峰、紅義、伊豆錦、出雲クイーン、イチキマール、ウエハラ540号、オーロラブラック、オリンピア、さがみ、ジャスミン、ダークリッジ、高墨、ハイベリー、ハニーブラック、ハニービーナス、ブラックオーパス、ブラックオリンピア、紅伊豆、紅瑞宝、紅富士、紅やまびこ、竜宝、レッドクイーン、ロードベリー、黄玉、天秀等

2倍体米国系品種ぶどう

アジロンダック、マスカットベリーA、バッファロー（アーリースチューベン）、ナイヤガラマラベルファ、ウルバナ、キャンベル、キャンベルアーリー、スチューベン、セイベル9110、セネカ、大玉露、タノレッド、旅路、ナイアガラ、紅金沢、紅塩谷、紅南陽、ポートランド、レッドポート、ピアレス、ニューヨークマスカット、ノースブラック、ノースレッド、バイオレットウエハラ、フレドニア、ヒムロッドシードレス等

2倍体欧州系品種ぶどう

瀬戸ジャイアンツ、ロザキ、マリオ、ロザリオビアンコ、ルビーオクヤマ、マスカットオブアレキサンドリア、シャインマスカット、CG88435、アルフォンストラバレー、イタリア、甲斐乙女、甲斐路、カッタクルガン、カベルネソービニオン、グリーンサマー、クルガンローズ、ケニギンデルワインガルデン、甲州、甲州三尺、ゴールド、ゴールドフィンガー、ザバルカンスキー、シトロンネル、シャルドネ、赤嶺、セシリア、乍那、チェリー、京早晶、ニューナイ、ネオマート、ネオマスカット、ネヘレスコール、パラディ、ビーナス、ピッテロビアンコ、ブラックスワン、ブラック三尺、フレームトーカー、貝甲干、紅アレキ、紅三尺、紅環、ベニピッテロ、馬乃子、マスカット甲府、マスカットデュークアモーレ、マスカットハンブルグ、マスカットビオレ、マニキュアフィンガー、モルゲンシェーン、ヤトミローザ、ユニコーン、リザマート、リッシパーバ、竜眼、涼玉、ルーベルマスカット、ルビー大久保、レッドグローブ、レッドネヘレスコール、ローヤル、ロザリオロッシ、アリサ、黄華、紫苑、ヒロハンブルグ等

3倍体品種ぶどう

キングデラ、サマーブラック、甲斐美嶺、ナガノパープル、安芸シードレス、美嶺等

注2)

大作物群については、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これらの作物群に含まれる作物も含まれる。

(新設)

(新設)



	(削る)		
	(削る)	(削る)	
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)	(削る)	
	(削る)		
	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)		
	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		(削る)
	(削る)		(削る)
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)	(削除)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)	(削る)	

	日向夏		
	ぶんたん	ざぼん、ぼんたん、 晩白柚、うちむらさき	
	平兵衛酢		
	ぼんかん		
	マーコット		
	みかん	温州みかん	
	ゆず		
	ライム		
	レモン		
小粒核果類	あんず	アプリコット	果実を収穫するもの
	うめ		
	すもも	プラム、ブルーン	
ベリー類	アロニア	チョコベリー	果実を収穫するもの
	食用桑（果実）	カラグワ、ヤマグワ	
	シーベリー	サジー、サージ、スナヂグミ	
	すぐり	グースベリー	
	ハスカップ	クロミノウグイスカグラ	
	ふさすぐり	カーラント、カラント、 カラント、アカフサスグリ、 クロフサスグリ、カシス	
	ブラックベリー		
	ブルーベリー		
	ボイセンベリー		
	ラズベリー		
	アーモンド		仁を収穫するもの
	あけび（果実）		果実を収穫するもの
	アセロラ		
	アテモヤ		
	アボカド		
	いちじく		
	いちよう（種子）	ギンナン	種子を収穫するもの
	おうとう	さくらんぼ	果実を収穫するもの
	オリーブ		
	かき		
	カニステル	エッグフルーツ、クダモノタマゴ	
	がまずみ	ジョミ	
	かりん		
	キウイフルーツ		
	グアバ（果実）	バンジロウ、バンザクロ	

(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		(削る)
(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
(削る)		
(削る)		(削る)
(削る)		(削る)
(削る)	(削る)	
(削る)		
(削る)	(削る)	
(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	

くさぼけ	ストメ、シドミ	
くり		種子を収穫するもの
くるみ		
ゴレンシ	スターフルーツ	果実を収穫するもの
ざくろ		
サボジラ		
さるなし	こくわ、香粹	
さんざし（果実）	オオサンザシ、オオミサンザシ	
さんしょう（果実）		
ジャボチカバ		
食用つばき（種子）		種子を収穫するもの
ストロベリーグアバ		果実を収穫するもの
チェリモヤ		
なし	日本なし、西洋なし、中国なし	
なつめ		
ネクタリン	アブラモモ、ズバイモモ	
パイナップル		
パッションフルーツ	くだものときいそう	
バナナ		
はまなす（果実）		
パパイヤ	青パパイヤ	果実を収穫するもの。 完熟していないものを含む。
バンレイシ	シャカトウ、アテス、シュガーアップル	果実を収穫するもの
ピタヤ	ホワイtpピタヤ、レッドピタヤ、ゴールデンピタヤ、ドラゴンフルーツ	
ピタンガ	タチバナアデク、スリナムチェリー、ブラジルチェリー	
びわ		
フェイジョア	パイナップルグアバ	
ぶどう	小粒種ぶどう（デラウェア、シラガブドウ、やまぶどう）、大粒種ぶど	

		(削る)		(削る)
		(削る)		(削る)
		(削る)	(削る)	
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
野菜類	(略)	(略)	(略)	(略)
きのこ類	(略)	(略)	(略)	(略)
いも類	(略)	(略)	(略)	(略)
豆類(種実)	(略)	(略)	(略)	(略)
飼料作物	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)  
(削る)

			う(巨峰系4倍体品種、2倍体米国系品種、2倍体欧州系品種、3倍体品種他)注1)	
		ペカン		種子を収穫するもの
		ペピーノ		果実を収穫するもの
		ポポー	アケビガキ	
		ホワイトサボテ		
		マルメロ		
		マンゴー		
		ミラクルフルーツ		
		むべ		
		もも		
		やまもも		
		リュウガン	ロンガン、竜眼	
		りんご		
		レイシ	ライチ	
		レンブ	ジャワフトモモ	
野菜類	(略)	(略)	(略)	
きのこ類	(略)	(略)	(略)	(略)
いも類	(略)	(略)	(略)	(略)
豆類(種実)	(略)	(略)	(略)	(略)
飼料作物	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)

巨峰系4倍体品種ぶどう  
巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、藤稔、サニールージュ、翠峰、黒王、ゴルビー、紫玉、シナノスマイル、高妻、多摩ゆたか、白峰、紅義、伊豆錦、出雲クイーン、イチキマール、ウエハラ540号、オーロラブラック、オリンピア、さがみ、ジャスミン、ダークリッジ、高墨、ハイベリー、ハニーブラック、ハニービーナス、ブラックオーパス、ブラックオリンピア、紅伊豆、紅瑞宝、紅富士、紅やまびこ、竜宝、レッドクイーン、ロードベリー、黄玉、天秀等

2倍体米国系品種ぶどう  
アジロンダック、マスカットベリーA、バッファロー(アーリースチューベン)、ナイヤガラマラベルファ、ウルバナ、キャンベル、キャンベルアーリー、スチューベン、セイベル9110、セネカ、大玉露、タノレッド、旅路、ナイアガラ、紅金沢、紅塩谷、紅南陽、ポートランド、レッドポート、ピアレス、ニューヨークマスカット、ノースブラック、ノースレッド、バイオレットウエハラ、フレドニア、ヒムロッドシードレス等

2倍体欧州系品種ぶどう  
瀬戸ジャイアンツ、ロザキ、マリオ、ロザリオビアンコ、ルビーオクヤマ、マスカットオブアレキサンドリア、シャインマスカット、CG88435、アルフォンストラパレー、イタリア、甲斐乙女、甲斐路、カッタクルガン、カベルネソービニオン、グリーンサマー、クルガンローズ、ケニギンデルワインガルデン、甲州、甲州三尺、ゴールド、ゴールドフィンガー、ザバルカンスキー、シトロンネル、シャル

注 1)

大グループ並びに中グループのとうもろこし、とうがらし類、なばな類及び豆類(未成熟)については、これらの作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これらの作物群に含まれる作物も含まれる。

(別表 1 - 2)  
(略)

(別表 2)

○作物群ごとの試験の必要例数

作物群名	薬効・薬害試験の必要例数	限界薬量(又は濃度)薬害試験の必要例数
麦類	(略)	(略)
雑穀類	(略)	(略)
いね科細粒雑穀類	(略)	(略)
かんきつ	当該作物群に含まれる作物で、合計 6 例以上(2 年間で実施)。	みかんで 2 例以上及び当該作物群に含まれるみかん以外の 1 種類以上の作物で 2 例以上。
仁果類	りんご及びなしで 8 例(りんごで 6 例(2 年間で実施)及びなしで 2 例又はりんごで 2 例及びなしで 6 例(2 年間で実施))以上並びにびわで 2 例以上。 ただし、適用作物にびわを含まない場合は、りんご及びなしで 8 例(りんごで 6 例(2 年間で実施)及びなしで 2 例又はりんごで 2 例及びなしで 6 例(2 年	りんご、なし及びびわで各 2 例以上。 ただし、適用作物にびわを含まない場合は、りんご及びなしで各 2 例以上。

ドネ、赤嶺、セシリア、乍那、チェリー、京早晶、ニューナイ、ネオマート、ネオマスカット、ネヘレスコール、パラディ、ビーナス、ピッテロビアンコ、ブラックスワン、ブラック三尺、フレームトーカー、貝甲干、紅アレキ、紅三尺、紅環、ベニピッテロ、馬乃子、マスカット甲府、マスカットデュークアモーレ、マスカットハンブルグ、マスカットビオレ、マニキュアフィンガー、モルゲンシェーン、ヤトミローザ、ユニコーン、リザマート、リッシパーバ、竜眼、涼玉、ルーベルマスカット、ルビー大久保、レッドグローブ、レッドネヘレスコール、ローヤル、ロザリオロソ、アリサ、黄華、紫苑、ヒロハンブルグ等

3 倍体品種ぶどう

キングデラ、サマーブラック、甲斐美嶺、ナガノパープル、安芸シードレス、美嶺等

注 2)

大グループまたはいね科細粒雑穀類、小粒核果類、ベリー類、うり類(漬物用)、なばな類、非結球あぶらな科葉菜類、非結球レタス、しそ科葉菜類及びせり科葉菜類以外の中グループについては、これらの作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これらの作物群に含まれる作物も含まれる。

(別表 1 - 2)  
(略)

(別表 2)

○作物群ごとの試験の必要例数

作物群名	薬効・薬害試験の必要例数	限界薬量(又は濃度)薬害試験の必要例数
麦類	(略)	(略)
雑穀類	(略)	(略)
いね科細粒雑穀類	(略)	(略)
かんきつ	当該作物群に含まれる作物で、合計 6 例以上(2 年間で実施)。	みかん及び当該作物群に含まれるみかん以外の 1 種類以上の作物で、合計 4 例以上。
(新設)	(新設)	(新設)



	間で実施) ) 以上。				
核果類	ももで6例以上(2年間で実施)及び当該作物群に含まれるもも以外の1種類以上の作物で2例以上。	ももで2例以上及び当該作物群に含まれるもも以外の1種類以上の作物で2例以上。	小粒核果類	当該作物群に含まれる作物で、合計6例以上。	当該作物群に含まれる2種類以上の作物で、合計4例以上。
もも類	ももで6例以上(2年間で実施)。	ももで2例以上。			
小粒核果類	当該作物群に含まれる作物で、合計6例以上。	当該作物群に含まれる2種類以上の作物で、各2例以上。			
ベリー類等の小粒果実類	ぶどうで6例以上(2年間で実施)、ブルーベリーで2例以上及びベリー類の作物群に含まれるブルーベリー以外の1種類以上の作物で2例以上。	ぶどうで2例以上、ブルーベリーで2例以上及びベリー類の作物群に含まれるブルーベリー以外の1種類以上の作物で2例以上。	ベリー類	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
ベリー類	ブルーベリーで2例以上及び当該作物群に含まれるブルーベリー以外の1種類以上の作物で2例以上。	ブルーベリーで2例以上及び当該作物群に含まれるブルーベリー以外の1種類以上の作物で2例以上。			
うり類(漬物用)	(略)	(略)	うり類(漬物用)	(略)	(略)
とうがらし類	(略)	(略)	とうがらし類	(略)	(略)
なばな類	(略)	(略)	なばな類	(略)	(略)
非結球あぶらな科葉菜類	(略)	(略)	非結球あぶらな科葉菜類	(略)	(略)
非結球レタス	(略)	(略)	非結球レタス	(略)	(略)
しそ科葉菜類	(略)	(略)	しそ科葉菜類	(略)	(略)
せり科葉菜類	(略)	(略)	せり科葉菜類	(略)	(略)
豆類(未成熟)	(略)	(略)	豆類(未成熟)	(略)	(略)
豆類(種実)	(略)	(略)	豆類(種実)	(略)	(略)

きのこ類	(略)	(略)
いも類	(略)	(略)
花き類・観 葉植物	(略)	(略)
樹木類	(略)	(略)

注1) 薬効・薬害試験は、適用病害虫及び使用方法等の組合せごとに行う。  
注2) 限界薬量(又は濃度)薬害試験は、使用時期及び使用方法の組合せごとに行う。  
注3) 例数は試験作物ごとに2例以上とする。

(別表3-1)及び(別表3-2) (略)

(別表4)

○作物群の名称及び試験供試農作物

作物群名	試験供試農作物
麦類	(略)
いね科細粒雑穀類	(略)
かんきつ	<u>みかんで6例以上、なつみかん又ははっさくのいずれか1種類の作物で3例以上並びにかぼす、すだち、ゆず及びレモンで合計3例以上</u>
仁果類	<u>りんご及びなしで合計12例以上(少なくとも1種類の作物は4例以上)及びびわで3例以上。</u> <u>ただし、適用作物にびわを含まない場合は、りんご及びなしで合計12例以上(少なくとも1種類の作物は4例以上)。</u>
核果類	<u>ももで3例以上、うめで3例以上及びおうとうで3例以上</u>
もも類	<u>ももで3例以上</u>
小粒核果類	<u>うめで3例以上及びすもも又はあんずのいずれか1種類で2例以上</u>
ベリー類等の小粒果実類	<u>ぶどうで3例以上、ブルーベリーで2例以上及びラズベリーで2例以上</u>

きのこ類	(略)	(略)
いも類	(略)	(略)
花き類・観 葉植物	(略)	(略)
樹木類	(略)	(略)

注1) 薬効・薬害試験は、適用病害虫及び使用方法等の組合せごとに行う。  
注2) 限界薬量(又は濃度)薬害試験は、使用時期及び使用方法の組合せごとに行う。  
注3) 例数は試験作物ごとに2例以上とする。

(別表3-1)及び(別表3-2) (略)

(別表4)

○作物群の名称及び試験供試農作物

作物群名	試験供試農作物
麦類	(略)
いね科細粒雑穀類	(略)
かんきつ	<u>みかん、大粒種及び小粒種(かぼす、すだち等)。</u> <u>ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、みかん又は1種類の大粒種の残留量が定量限界(検出限界)以下の場合は、当該試験成績で代替できるものとする。</u>
(新設)	(新設)
小粒核果類	うめ及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
ベリー類	当該作物群に含まれるツツジ科、バラ科及びユキノシタ科作物からそれぞれ1種類

ベリー類	ブルーベリーで2例以上、ラズベリーで2例以上及び当該作物群に含まれる他の1科で2例以上		
うり類（漬物用）	（略）	うり類（漬物用）	（略）
とうがらし類	（略）	とうがらし類	（略）
なばな類	（略）	なばな類	（略）
非結球あぶらな科葉菜類	（略）	非結球あぶらな科葉菜類	（略）
非結球レタス	（略）	非結球レタス	（略）
豆類（未成熟）	（略）	豆類（未成熟）	（略）
きのこ類	（略）	きのこ類	（略）
しそ科葉菜類	（略）	しそ科葉菜類	（略）
せり科葉菜類	（略）	せり科葉菜類	（略）
豆類（種実）	（略）	豆類（種実）	（略）
（別表5）及び（別表6）	（略）	（別表5）及び（別表6）	（略）
別記様式1～2	（略）	別記様式1～2	（略）
（削る）		別記様式3	（略）
別記様式3	（略）	別記様式4	（略）

附則（平成29年3月31日）

- この通知による改正後の規定は、平成29年4月1日以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、この通知による改正後の2.（3）の④の規定は、平成30年4月1日以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。なお、平成30年4月1日以前に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績についても、当該農薬の登録を申請する者の選択により、改正後の2.（3）の④の規定を適用することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、この通知による改正前の2.（3）の④の規定による試験成績の提出により現に登録を受けている農薬について、再登録又は変更の登録の申請があった場合及びこの通知による改正前の2.（3）の④の規定による試験成績の提出により現に登録を受けている農薬と同一の有効成分を含有する農薬について、登録の申請があった場合については、この通知による改正後の2.（3）の④の規定は、なお従前の例による。
- 第1項の規定にかかわらず、この通知による改正後の局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」についての3.の土壤への残留性に関する試験に係る規定（以下「土壤残留試験に係る規定」という。）は、平成29年10月1日以降に開始する試験の試験成績について適用する。なお、平成29年10月1日以前に開始する試験の試験成績についても、当該農薬の登録を申請する者の選択により、改正後の土壤残留試験に係る規定を適用することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以前に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績については、この通知による改正後の別表2の「ベリー類」の欄の規定並びに別表4の「かんきつ」及び「ベリー類」の欄の規定は、なお従前の例によることができる。